

～ 国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センターへ寄附をされた個人の方へ ～  
寄附金控除についてのお知らせ

◎ 寄附金控除とは

納税者が特定寄附金（国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対する寄附金をいいます。）を支出した場合に、寄附者は一定の条件の下で税制上の優遇措置を受けることが可能となります。これを寄附金控除といいます。

独立行政法人国立病院機構は、所得税法の定める「特定公益増進法人」に該当します。

◎ 寄附金控除の内容（所得税、個人住民税、相続税）

① 所得税の所得控除（税額の計算基礎となる所得額から控除）

$$\text{税額} = \{ \text{総所得金額等} - \text{（寄附金額[*1] - 2,000円）} \} \\ \times \text{所得税率[*2]}$$

\*1 総所得金額等の40%相当額が限度

\*2 課税総所得金額に対する税率

② 個人住民税（都道府県民税、市町村民税）の税額控除（税額から直接控除）

寄附者が、寄附をした翌年1月1日時点で居住する自治体（納税地）の条例により指定された寄附金のみが対象となります。

静岡てんかん・神経医療センターは、次の自治体から指定を受けております。

静岡県、静岡市、

税額から控除される額

$$= \text{（寄附金額[*3] - 2,000円[*4]）} \times \text{税率[*5]}$$

\*3 総所得金額等の30%相当額が限度

\*4 適用下限額 2,000円（自治体により異なる）

\*5 都道府県民税 4%

市町村民税 6%

都道府県及び市区町村の両方が指定している場合は、10%（4%+6%）

### ③ 相続税の**非課税措置**

次の2点を満たすものが対象となります。

1. 寄附する財産は、相続や遺贈で取得したものであること。
2. 相続財産を相続税の申告期限（相続開始から10ヶ月以内）までに寄附していること。

課税対象から控除される額 = **寄附金額[\*6]**

\*6 その財産の取得価額  
(被相続人から引き継いだ取得価額)

#### ○ 税金が控除される時期

N年1月1日～N年12月31日までの寄附金

所得税 : N年分の所得税

個人住民税 : (N+1)年度分の住民税

#### ○ 物品も寄附金控除の対象となります

控除額となる寄附物品の金額換算は、税務署（個人住民税のみの場合は、自治体）が行います。申告時に領収書や見積書等が必要な場合がありますので、税務署等にお尋ねください。

### ◎ 寄附金控除を受けるには、申告が必要です (申告時は、寄附をした際に受け取った寄附受領書が必要です)

#### ① 所得税、② 個人住民税

寄附をした翌年の3月15日まで（土・日、祝祭日と重なる場合は、その翌日）に所得税の確定申告を行う必要があります。

なお、所得税が課税されず、個人住民税だけが課税の対象となる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市区町村に対して「寄附金税額控除申告書」の提出が必要になります。

#### ③ 相続税

相続開始から10ヶ月以内に相続税の申告を行う必要があります。

#### < お問い合わせ先 >

所得税、相続税、確定申告	:	最寄りの税務署
個人住民税（都道府県民税、市町村民税）	:	お住まいの都道府県、市区町村
寄附受領書	:	静岡てんかん・神経医療センター 企画課業務班長 054-245-5446